

## 品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金交付要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 121 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 86 号

改正 令和 4 年 1 月 11 日 部長決定 要綱第 23 号

### （目的）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 に規定する児童発達支援もしくは医療型児童発達支援または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う社会福祉法人等が、重症心身障害児（者）を受入れるために一定の定員を確保するとともに、看護師等の職員を配置する場合において、補助金を交付することにより、重症心身障害児（者）の受入れを促進することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、児童福祉法、障害者総合支援法および東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成 27 年 3 月 31 日福保障居第 3182 号。以下「都要領」という。）において使用する用語の例による。

### （補助対象事業所）

第 3 条 本補助金の対象となる事業所は、都要領第 5 条第 3 号に規定する事業所として都要領第 6 条の規定による東京都福祉保健局長の指定を受けたものとする。

### （補助金額）

第 4 条 補助金は、都要領第 10 条第 1 号に定める額とする。

2 前項の補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

### （補助金の交付申請）

第 5 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に対し、補助金の交付申請をしなければならない。

- (1) 都要領第 6 条第 1 号に規定する書類の写し
- (2) 都要領第 6 条第 2 号に規定する書類の写し
- (3) その他区長が特に必要と認める書類

2 申請者は、この補助金の交付内容を変更しようとするときは、別に定める期日までに品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金変更交付申請書（第

2号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の変更の交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条第1項および第2項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定(補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。)を行い、品川区重症心身障害児(者)受入れ促進補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、月を単位としてサービスの提供を行った翌月に、品川区重症心身障害児(者)受入れ促進補助金請求書(第4号様式)に都要領第7条第2項に規定する書類の写しを添付して、区長に対し、補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めるときは、当該請求に係る補助金を当該請求を行った申請者に交付し、品川区重症心身障害児(者)受入れ促進補助金支払決定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに品川区重症心身障害児(者)受入れ促進補助金事業実績報告書(第6号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区重症心身障害児(者)受入れ促進補助金確定通知書(第7号様式)により申請者に通知する。

(決定の取消し)

第11条 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部または一部を取り消し、品川区重症心身障害児(者)受入れ促進補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により当該申請者に通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 都要領第6条の規定により指定を取り消されたとき。
- (3) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月11日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

(申請者) 所在地  
事業所名  
代表者氏名

品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金交付申請書

重症心身障害児（者）受入れ促進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 都要領第6条第1号に規定する書類の写し
- (2) 都要領第6条第2号に規定する書類の写し

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

(申請者) 所在地  
事業所名  
代表者氏名

品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金変更交付申請書

年 月 日付 号にて交付決定を受けた品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金について、下記のとおり補助金の内容の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- |   |         |   |   |
|---|---------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
|   | 既交付決定額  | 金 | 円 |
|   | 追加交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 添付書類    |   |   |

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長



品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

1 補助金額 金 円（年間予定）

2 交付対象事業所名

3 請求について

サービス提供月の翌月に（ 年 月分～ 年 月分については、別に定める日）に、都要領第7条第2項に規定する書類の写しを添えて請求すること。

4 その他

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

(申請者) 所在地  
事業所名  
代表者氏名

印

品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金請求書

年 月サービス提供分の品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 添付書類 都要領第7条第2項に規定する書類の写し

第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金支払決定通知書

年 月 日付で請求のあった 年 月サービス提供分の品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金について、下記のとおり支払決定したので通知します。

支払金額 金 円



第6号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

(申請者) 所在地  
事業所名  
代表者氏名

品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金事業実績報告書

年 月 日付 号にて交付決定を受けた品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金について、下記のとおり事業実績を報告します。

記

- 1 補助対象者数 名
- 2 延実利用日数 日
- 3 添付書類

第 年 月 日 号

様

品川区長 (印)

品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金確定通知書

年 月 日付 号にて交付決定を行った品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金については、事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円 |
| 3 | 返還額   | 金 | 円 |

第8号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 号にて交付決定を行った品川区重症心身障害児（者）受入れ促進補助金について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

取消し理由